

検定手数料表

2014年(平成26年)4月1日より施行

特定計量器名	手数料額	特定計量器名	手数料額	特定計量器名	手数料額	特定計量器名	手数料額
タクシメーター 装置検査(走行検査)	700	ロ 分銅 (1) 表す質量が 200g以下のもの (2) " 200gを超えるもの	20 220	温度計 ガラス製温度計(ベックマン温度計又はガラス製体温計を除く) (1) 計ることができる温度 零下5℃以上105℃以下	50	ホ タンクローリー (1) 全量が2000リットル以下のもの (2) " " 超えるもの	2,100 4,000
質量計 イ 非自動はかり (1) 検出部が電気式又は光電式のものであってひょう量が1t以下のもの ひょう量が 30kg以下のもの " 100kg " " 250kg " " 500kg " " 500kgを超えるもの (2) 棒はかり又は直線目盛のみのもの ひょう量が 10kg以下のもの " 10kgを超えるもの (3) (1)又は(2)以外のもの ひょう量が 5kg以下のもの " 20kg " " 50kg " " 100kg " " 250kg " " 500kg " " 1,000kg " " 2,000kg " " 5,000kg " " 10,000kg " " 20,000kg " " 30,000kg " " 40,000kg " " 50,000kg " " 50,000kgを超えるもの (4) 最小目量又は感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては(1)~(3)の金額の2倍の額とする	1,050 1,250 1,650 2,050 2,350 100 190 150 190 250 340 520 900 1,550 2,450 6,150 7,750 11,400 14,150 18,900 21,300 37,800	ハ おもり (1) 質量が 5kg以下のもの (2) " 20kg " (3) " 20kgを超えるもの	20 90 290	体積計 イ 水道メーター (1) 口径が25mm以下のもの (2) " 40mm " (3) " 100mm " (4) " 100mmを超えるもの ロ 燃料油メーター (1) 使用最大流量1リットル/分以下 (2) 最大指示量50リットル以下(上記除) (3) 自動車等給油メーター((1)又は(2)に掲げるものを除く) (4) (1)、(2)又は(3)に掲げるもの以外のもの ハ LPG ニ ガスメーター (1) 最大流量 16m ³ 毎時以下のもの (2) " 65m ³ " (3) " 160m ³ " (4) " 400m ³ " (5) " 1000m ³ " (6) " 1000m ³ 毎時を超えるもの	80 170 1,200 1,650 590 1,550 2,050 3,400 6,400 100 220 590 960 2,300 5,500	アネロイド型圧力計 イ アネロイド型圧力計(口に掲げるものを除く) (1) 最大圧力が 50MPa 以下のもの (2) " 100MPa " (3) " 100MPa を超えるもの ロ アネロイド型血圧計 ※ 50MPa = 500kg	90 450 930 150